

南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応

【教育活動実施基準】

南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
	巨大地震警戒	☐ 原則通常授業 ただし、状況に応じて授業中止
	巨大地震注意	☐ 原則通常授業 ただし、状況に応じて授業中止
	調査終了	☐ 原則通常授業

【巨大地震警戒情報又は注意情報発表時に、状況に応じて授業を中止する場合】

※授業中止の場合は、学校から連絡する。

状況	生徒の行動
在校時	①全ての教育活動を中止し、各ＨＲに集合し点呼を受ける。 ②今後の行動について、校内放送及び学級担任から説明を受ける。 ③速やかに帰宅準備をしてグラウンド等に集合、地区毎に点呼をとる。 ④原則として、地区毎に下校する。ただし、安全に帰宅できることが確認できない場合は学校に残留し、教職員の指示に従って行動する。
校外活動時	①在校時に準じる。 ②帰宅困難な生徒がいる場合には、最寄りの避難地・避難所に避難する。
登下校時	①原則として帰宅する。自宅が要避難地域にある場合には、最寄りの避難地・避難所に避難する。 ②学校の近くにいる場合には、学校に避難する。 ③保護者に対し可能な範囲で安否情報の連絡に努める。 ④最新の地震情報を入手し、地震に備えた行動をとる。
在宅時	①登校しない（欠席扱いとしない）。 ②地震情報に注意し、地震に備えとともに必要に応じて居住地区の避難地・避難所に避難する。

地震発生時の対応

浜松市南部地区において震度５弱以上の地震が発生した場合

(被害状況により震度５未満の地震発生の場合であっても、適応する場合がある)

状況	生徒の行動
在校時	①机の下に隠れ、頭部を保護、机の脚を持つ等の安全確保の行動をとる。 ②本部や教職員の指示に従い、グラウンドに集合し、クラスごとに整列し、点呼をとる。その後、指示により地区ごとに整列し直し点呼をとる。 ③保護者に対し可能な範囲で安否情報の連絡に努める（防災用伝言ダイヤル１７１、電子メール（携帯電話）等）。 ④保護者と連絡がとれたら、次の点について保護者と相談して決める。 ア 下校するか学校に残留するか。 イ 下校する場合、自力で下校するか保護者の引き取りを待つか。 ⑤自力で下校する場合、できる限り居住地域を考慮した複数の生徒で下校する。 ⑥生徒から保護者への連絡がとれない場合でも、保護者が引き取り（車は不可）に来校すれば、一緒に帰宅する。 ⑦次の場合は学校に残留することがある。 ア 居住地域及び居住地域までの帰路が建物の損壊や火災等で危険な場合 イ 津波被害想定地域及び公共交通機関の遮断により帰宅困難が予想される地域に居住している場合又は帰路が想定地域を通る場合 ウ 保護者と連絡がとれない場合又は下校する適切な方法がない場合 なお、残留した生徒の帰宅は、上記④、⑤による。
校外活動時	①引率教員の指示に従い、安全確保の行動をとり、最寄りの避難地・避難所（又は高台、高い建物の上階）に避難する（下記「登下校時 ①」のカッコ内参照）。 ②教職員の指示に従い、保護者に対し可能な範囲で安否情報の連絡に努める（防災用伝言ダイヤル１７１、電子メール（携帯電話）等）。 ③原則として、保護者の引き取りを待つ（生徒は常に部活動等の活動場所を保護者に伝えておく）。
登下校時	①安全確保の行動をとり、最寄りの避難地・避難所又は高い建物の上階や高台に避難する（古い建物や建設中の建物、ブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線、ガス漏れ箇所等に注意する）。 ②公共交通機関利用中は、交通会社（運転士等）の指示に従って避難行動をとる。 ③保護者に対し可能な範囲で安否情報の連絡に努める（防災用伝言ダイヤル１７１、電子メール（携帯電話）等）。
在宅時	①安全確保の行動や避難行動をとる。 ②登校しない（欠席扱いとしない。）。 ③地震情報に注意し、必要に応じて居住地区の避難地・避難所に避難する。